

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL 054-253-5580  
 FAX 054-253-5589  
 [インターネット]  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
 静岡県国保連合会 検索

## ISDN 回線での請求とインターネット回線での請求の違いとは・・・



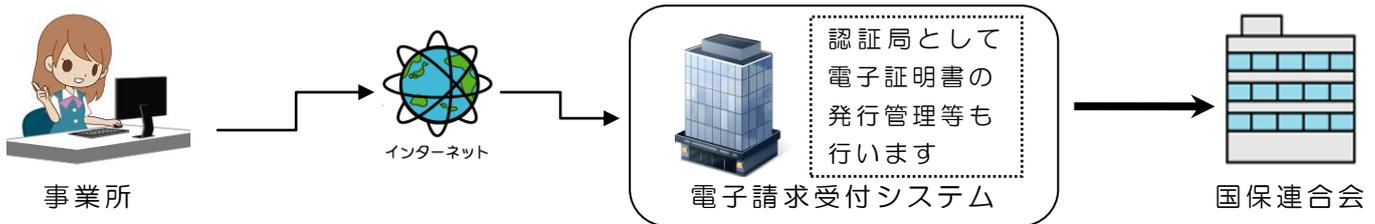
### ISDN 回線

- ①事業所が所有する ISDN 回線で、国保連合会に直接請求情報の送受信を行う方法
- ②事業所が契約した仲介業者の ISDN 回線を通して、請求情報の送受信を行う方法



### インターネット回線

事業所がインターネット経由で請求情報を電子請求受付システムへ送信し、電子請求受付システムより国保連合会へ請求情報が送信される方法



これまで介護保険の伝送請求は、ISDN 回線のみでの受付でしたが、平成 26 年 11 月より ADSL 回線及び光ファイバー等でインターネットを介した請求も可能になります。

ISDN 回線で請求を行っていたサービス事業所等においては、インターネット請求に移行することにより請求業務に必要となる運営経費が軽減されることが見込まれます。

なお、右図の試算にはインターネット請求に対応した伝送ソフトの代金は含まれておりません。別途、伝送ソフトの購入が必要です。

※ 平成 30 年 3 月末までの間は ISDN 回線による請求も引き続き可能となっています。

1. 回線の種類: ISDN回線のみ
2. 諸費用: 回線基本料 69,900円  
(年間一例) 通信料(従量課金)  $\alpha$ 円  
合計 69,900円+ $\alpha$

1. 回線の種類: ADSL、光ファイバー等のインターネット回線
2. 諸費用: 回線基本料 39,360円  
(年間一例) 電子証明書発行手数料 4,400円※  
合計 43,760円

※有効期間3年の手数料(13,200円)の1年分を計上。  
**現行のISDN回線よりも26,140円+ $\alpha$ の減**

SSL暗号化通信等により強固なセキュリティ対策を施す。

※介護給付費分科会提出資料より抜粋

『介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令』(平成 26 年厚生労働省令第 98 号)が平成 26 年 8 月 15 日付けで公布され、同日から施行されました。これにより、原則として請求方法が伝送又は電子媒体による請求に限定されました。(書面による請求を可能とする例外規定が設けられています。)

静岡県国保連合会のホームページ内【介護保険】→【介護事業所の皆様】→【インターネット請求をお考えの事業所の皆様へ】に詳細が掲載されております。インターネット請求を御検討されている方は、是非、御覧ください。

請求事務を担当される方は、御一読ください。